

責任役員を登録するには

責任役員とは宗教法人法上、必ずおこななければならない、宗教法人の事務決定機関です。

注意事項

(1) 代表役員になって初めて役員を登録する場合 *

- ・ 前代表役員（前住職）が登録していた役員は新代表役員（新住職）就任と同時に退任となりますので、代表役員就任後、速やかに定数全員の役員を登録する必要があります。
- ・ 申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。
- * 住職認証後、宗務庁へ『住職及び代表役員印鑑登録届』『代表役員登記変更届』を必ず提出ください。（注：住職個人・代表役員の印鑑証明書も必要です）これらの届出が未提出の場合、住職認証後の四種登録手続きはできません。

(2) 登録済みの役員に就退任があった場合（2回目以降の申請手続き） *

- ・ 申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。
- ・ 前回登録した役員の印鑑が登録されていますので、就退任理由および就退 任年月日（死亡退任の場合は死亡日）を明確に記入し、前回登録した印鑑を押印ください。
- ・ 登録した印鑑が無い場合には改印申請が必要です。

定数 各寺院の寺院規則に定められています。

任期 //

構成 各寺院の寺院規則に定められています。主として法類・教師および檀信徒総代より選定。ただし、1人以上は法類より選定しなければなりません。

- * 住職が死亡、失職等により欠けている場合は、法類総代が申請者となります。

添付書類

特別な理由がない限り不要です。

冥加料

不要

様式番号

6

申請書名

寺院役員登録申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105